



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目

次

規 則

- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 1

規

則

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第38号**沖縄県財務規則の一部を改正する規則**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「放置違反金」の次に「（道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の 4 の規定に係る放置違反金をいう。以下同じ。）」を加える。

第45条第 2 項中「事後調定調書を作成し、収入徴収者に送付するものとし、未払資金組入済通知書の送付がなされているときは、未払金整理簿に金額その他必要事項を登記」を「収入徴収者において事後調定調書を作成」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の場合において、未払資金組入済通知書の送付がなされているときは、未払金整理簿に金額その他必要事項を登記しなければならない。

第49条第 1 項中「県税」の次に「及び放置違反金」を加える。

第53条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とする。

第77条の 4 第 2 項中「債権者から金融機関名、預金の種類、口座番号及び口座名義を記載した口座振替申出書を提出させる方法による」を「別に定める申出書による。ただし、金融機関名、預金の種類、口座番号及び口座名義を記載した請求書の提出をもって当該申出書に代えることができる」に改める。

第77条の 6 第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 別表第 8 の 2 に掲げる歳入歳出外現金の整理区分の間における受入れ及び払出しを行う場合

第98条中「「振替支出調書」、」を削る。

第137条の 2 第 1 号中「250万円」を「400万円」に改め、同条第 2 号中「160万円」を「300万円」に改め、同条第 3 号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第 4 号中「50万円」を「100万円」に改め、同条第 5 号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 6 号中「100万円」を「200万円」に改める。

第150条の見出しを「（入札保証金を契約保証金に充当させる際の取扱い）」に改め、同条中「移替調書により出納機関に通知」を「公金振替により処理」に改める。

第153条第 1 項第 2 号及び第 5 号中「3 万円」を「10万円」に改める。

第164条第 4 項中「沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）第 2 条各号に掲げる種類の」を「常時需要がある共通的な物品であって、物品管理課長が別に定める」に、「知事が別に定めるところにより要求しなければ」を「物品管理課長が別に定めるところによらなければ」に改める。

第243条中「必要な事項及び」の次に「財務会計システムその他の」を加え、同条を第244条とする。

第242条の次に次の 1 条を加える。

（電磁的記録による書類の作成等）

第243条 この規則の規定に定めるところにより作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この

条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

2 前項の規定により書類等の作成に代えて当該書類等に係る電磁的記録の作成を行うときは、別に定めるところにより、財務会計システム（電子計算組織を利用して、財務会計に関する事務の処理を行うためのシステムをいう。次項及び第4項並びに次条において同じ。）を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法によるものとする。

3 この規則の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、財務会計システムを使用する方法により行うことができる。

4 前項の規定により書類等の提出が財務会計システムを使用する方法によって行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

別表第2中「土地改良班の班長」を「総務換地班の主幹」に、「農業水産整備課土地改良班の班長」を「農業水産整備課管理指導班の主幹」に改める。

別表第5の9の項中「、単価契約」を「又は単価契約」に改め、「又は沖縄県物品調達基金から交付を受ける物品の購入」を削る。

別表第5の備考3を次のように改める。

3 継続費若しくは債務負担行為に基づく支出負担行為済みのもの又は長期継続契約に係る契約期間の2年度目以降のものの、歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該歳出予算に係る会計年度の初日とする。

別表第6に次のように加える。

8 長期継続契約	契約を締結するとき（会計年度開始前に契約を締結する場合は、当該歳出予算に係る会計年度の初日）	契約金額のうち当該年度分に係る額	契約書案その他内容を明らかにした関係書類（契約期間の2年度目以降については契約書）	第53条第1項第9号から第11号までに掲げる経費に係るものを除く。	当該事業に係る別表第5による支出調書に必要な書類
----------	--	------------------	---	-----------------------------------	--------------------------

別表第6の備考3を次のように改める。

3 継続費若しくは債務負担行為に基づく支出負担行為済みのもの又は長期継続契約に係る契約期間の2年度目以降のものの、歳出予算に基づく支出負担行為として整理する時期は、当該歳出予算に係る会計年度の初日とする。

別表第7中「食料費、光熱水費及び物品調達基金から払出しを受ける物品購入費を除く。」を「食料費及び光熱水費を除く。」に改め、「物品調達基金から交付を受ける購入費を除く。」を削る。

別表第7の2中「食料費、光熱水費及び物品調達基金から払出しを受ける物品購入費を除く。」を「食料費及び光熱水費を除く。」に改める。

別表第8の2を次のように改める。

別表第8の2（第77条の6・第142条関係）

歳入歳出外現金・保管有価証券整理区分

1 保証金 (1) 入札保証金 (2) 契約保証金 (3) 指定金融機関の保証金 (4) その他の保証金	5 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 6 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分）
--	--

2 保管金	7 地方法人特別税 地方法人特別税
(1) 所得税（俸給・給料等）	8 特別法人事業税 特別法人事業税
ア 職員給料等	9 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割
イ 非常勤職員給料等	10 森林環境税 森林環境税
ウ 退職手当	11 仮放置違反金 仮放置違反金
エ 恩給等	12 代位受領現金 代位受領現金
オ 弁護士等報酬	13 債権差押取立金 債権差押取立金
(2) 所得税法第204条第1項関係	14 交付要求等配当金 交付要求等配当金
ア 第1号関係	15 その他雑部金 その他雑部金
イ 第4号関係	
ウ 第5号関係	
エ その他	
(3) 県・市町村民税	
ア 職員給料等	
イ 非常勤職員給料等	
ウ 退職手当	
(4) 社会保険料	
ア 厚生年金保険料	
イ 共済組合短期掛金	
ウ 共済組合介護掛金	
エ 健康保険	
3 公売代金	
(1) 差押物件公売代金	
(2) 競売配当金	
4 遺留金 遺留金	

財務規則様式一覧表中

「	第11号	調定調書（その1） 調定調書（その2）物品調達基金	第35条 ”	を
「	第11号	調定調書	第35条	に、
「	第35号	口座振替支払申出書	第71条	を
「	第35号	削除		に、
「	第106号	予算及び支出負担行為整理簿（その1） 予算及び支出負担行為整理簿（債務負担行為）（その1の2） 支出負担行為整理簿（物品調達基金）（その2）	第198条 ” ”	を
「	第106号	予算及び支出負担行為整理簿（その1） 予算及び支出負担行為整理簿（債務負担行為）（その2）	第198条 ”	に改める。

様式第11号（その1）中「（その1）」を削り、同様式を様式第11号とする。

様式第11号（その2）を削る。

様式第35号を次のように改める。

様式第35号 削除

様式第74号（その2）中「㊦」を削る。

様式第104号（その3）を削る。

様式第106号（その2）を削り、様式第106号（その1の2）を様式第106号（その2）とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地